

平成29年4月18日(火)
山口 和之 議員(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 本改正法案で「修習の停止」及び「戒告」を新たに設ける趣旨は何か、また、これらはどのような効果をもつ処分か、法務当局に問う。

〔制度創設の理由等〕

- ・ 今般の修習給付金制度の創設に伴い、司法修習については、一層確実な履行を担保することが求められると考えられる。
- ・ こうした観点から考えると、司法修習生の懲戒的措置については、現在、「罷免」以外の措置は認められておらず、「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課すことができず、司法研修所長ら(注)が注意や指導をするにとどまっており、実効的かつ柔軟に規律確保を行うための方策を講じることが相当と考えられた。

(注) そのほか、配属庁会の長等がある。

- ・ そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え「修習の停止」及び「戒告」の処分を設けることとしたものである。
- ・ 「修習の停止」とは、司法修習生の身分は保有するが、最高裁判所が定める一定期間修習をさせない処分をいい、修習停止期間中は、修習給付金は支給しないことを予定している。
- ・ また、「戒告」とは、司法修習生の責任を確認し、及びその将来を戒める処分をいうものとしている。

(参照条文)

○裁判所法の一部を改正する法律案
(罷免等)

第六十八条 (略)

2 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

平成29年4月18日(火)
山口 和之 議員(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

6問 裁判所法で規定されている司法修習制度の目的と意義についてどのように考えるか、法務当局に問う。

[結論]

- ・ 司法修習は、司法試験に合格した者を対象に、法曹としての実務に必要な能力を身に付けさせることを目的とするものであり、現行法においては、裁判官・検察官・弁護士になろうとする者を一元的に養成する統一修習制度が採用されている。
- ・ これは、法曹三者である裁判官・検察官・弁護士は、それぞれ司法の担い手であり、職業としての法曹は一体であるべきであって、等しく高度の一般的教養と法律的素養を身につけるべきであることからして、重要な意義がある。
- ・ そして、司法修習は、実際の事件を通じて法律実務家からの指導を受けつつ、法曹として必要な能力を体験的に習得するものであり、裁判官・検察官・弁護士のいずれになろうとする者についても、不可欠であると考えている。

(参照条文)

○裁判所法(昭和22年法律第59号)

第六十六条(採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

2 (略)

第六十七条(修習・試験) 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

2・3 (略)

○司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

平成29年4月18日(火)
山口 和之 議員(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

7問 司法修習を経ずに弁護士となるルートとして、どのようなものがあるか、また、そのようなルートを経て弁護士になった者と、司法修習を経て弁護士となった者とは、その資格等に違いがあるか、法務当局に問う。

[弁護士資格認定制度]

- ・ 司法修習を経ずに弁護士資格が得られる制度としては、弁護士法第5条に基づく弁護士資格認定制度が存在。

この制度は、国民に多様な法的サービスを提供できるよう、公務や企業法務など社会の様々な分野・場面で法律に関する実務経験を経て、高度な専門的能力を備えた者(注)に対しても、一定の要件の下で、法務大臣の認定により弁護士資格が与えられるもの。

(注) 弁護士資格認定制度の対象者は、次のとおり。

- ① 司法試験合格後、簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は弁護士法所定の法律学の教授若しくは准教授に一定期間在職していた者
- ② 司法試験合格後、企業法務担当者、公務員等として一定期間弁護士法所定の実務経験を経た者
- ③ 特任検事に一定期間在職していた者
- ④ 経過措置として、平成20年3月31日までに改正前の弁護士法所定の法律学の教授若しくは准教授に一定期間在職していた者

[司法修習を経て弁護士となった者との相違]

- ・ 弁護士資格認定制度により弁護士資格が与えられた者と、司法修習を経て弁護士資格を得た者との、その資格に違いはない。

(参照条文)

- 弁護士法

(法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の特例)

第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第一項第三十五号若しくは第三十七号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。

二 司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上になること。

イ 企業その他の事業者（国及び地方公共団体を除く。）の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行う当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるもの（第七十二条の規定に違反しないで行われるものに限る。）

(1) 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

(2) 裁判手続等（裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。）のための事実関係の確認又は証拠の収集

(3) 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

(4) 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

(5) 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

ロ 公務員として行う国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

(1) 法令（条例を含む。）の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する

る議案の審査若しくは審議

(2) イ(2)から(5)までに掲げる事務

(3) 法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行うもの

三 検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八条第三項に規定する考試を経た後に検察官（副検事を除く。）の職に在つた期間が通算して五年以上になること。

四 前三号に掲げるもののほか、次のイ又はロに掲げる期間（これらの期間のうち、第一号に規定する職に在つた期間及び第二号に規定する職務に従事した期間については司法修習生となる資格を得た後のものに限り、前号に規定する職に在つた期間については検察庁法第十八条第三項に規定する考試を経た後のものに限る。）が、当該イ又はロに定める年数以上になること。

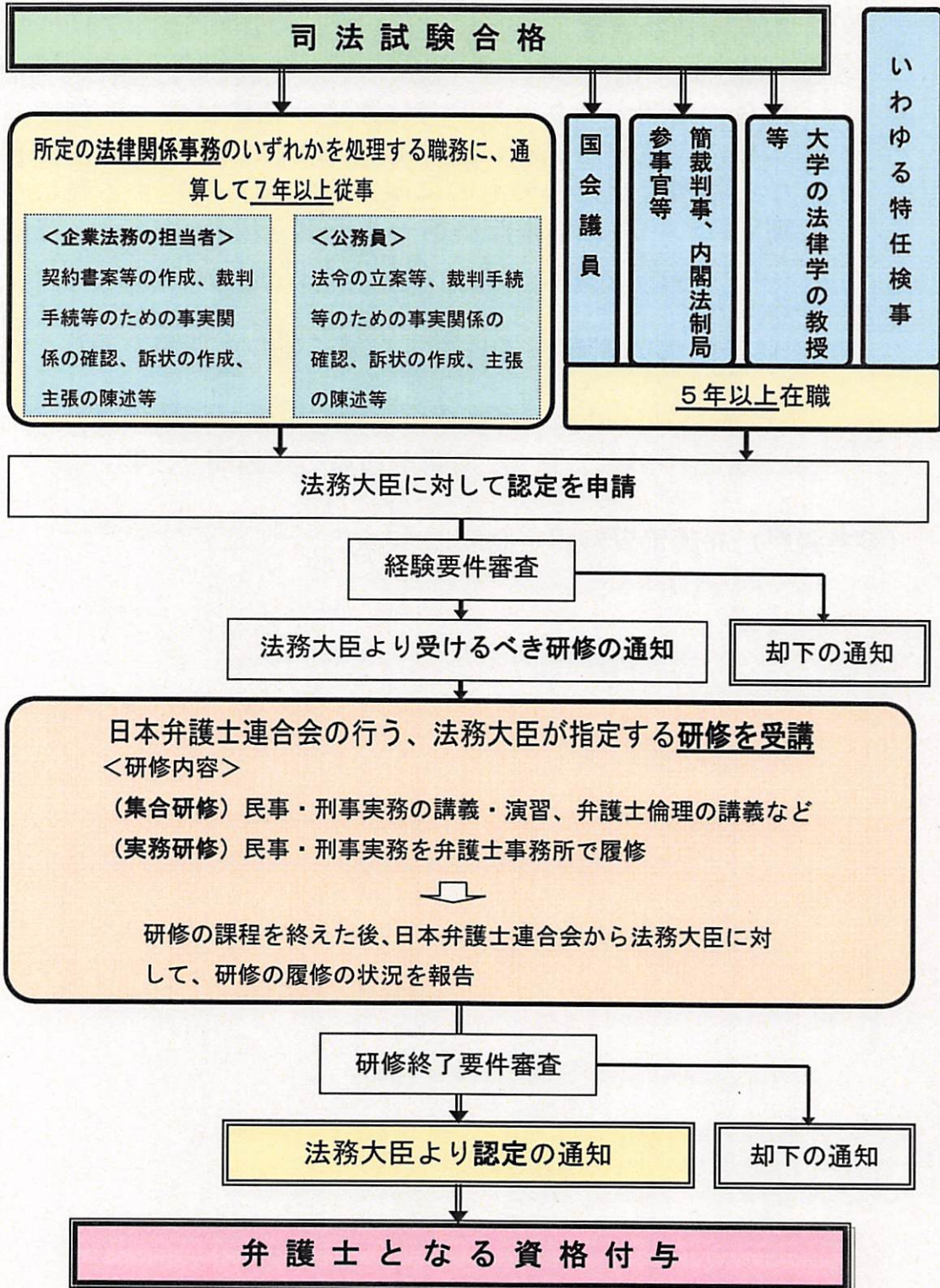
イ 第一号及び前号に規定する職に在つた期間を通算した期間 五年

ロ 第二号に規定する職務に従事した期間に第一号及び前号に規定する職に在つた期間を通算した期間 七年

(参考資料) 弁護士資格認定制度について

弁護士資格認定制度

司法修習生となる資格を得た後に一定の実務経験を経た者（企業法務の担当者、公務員、国会議員、大学教授等）及びいわゆる特任検事の経験者等に対して、法務大臣が指定する研修の受講及び法務大臣の認定を要件として、弁護士となる資格を付与する制度



平成29年4月18日(火)
山口 和之 議員(無所属)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

8問 司法試験合格者のうち、かつては新司法試験組より旧司法試験組の方が、現在は法科大学院組より予備試験組の方が、就職に有利な扱いを受けていると聞かすが、法科大学院を経た者が低い評価を受ける原因をどのように考えるか、法務当局に問う。

[就職段階における優劣の評価]

- ・ 新司法試験組と旧司法試験組、あるいは法科大学院組と予備試験組との間における弁護士としての就職の有利・不利に関しては、法務省において、それぞれの属性別の弁護士の就職状況等を把握しておらず、御質問の前提が明らかでないので、お答えすることは困難である。

[司法試験合格率における差異]

- ・ もともと、法科大学院組と予備試験組とを比較すると、予備試験合格者の司法試験合格率が、法科大学院修了者の司法試験合格率を上回っている状況にあることは確か。

この点に関しては、法科大学院について、一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、法科大学院全体としての司法試験合格率が制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっていることなど、多くの課題が指摘されている。

このような法科大学院の状況が、先ほど申し上げた司法試験合格率における差異の一因になっているとも考えられるところ。

([法務省の取組])

- ・ そして、推進会議決定では、平成30年度までを法科大

学院集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（注）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すとされた。

(注) 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- ・ 法務省としても、文部科学省と連携し、推進会議決定に掲げられた司法試験等を含む各種の取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

- 1 司法試験の結果について（平成23年～平成28年）
- 2 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）頭書，第3（抜粋）

司法試験の結果について(平成23年～平成28年)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
受験者数	8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,899人	
	うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,486人	7,771人	7,715人	6,517人
	うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	301人	382人
短答合格者数	5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人	
	うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	5,014人	4,245人
	うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	294人	376人
短答合格率	64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%	
	うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%	65.14%
	うち予備試験合格資格		98.82%	100%	99.59%	97.67%	98.43%
最終合格者数	2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人	
	うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,664人	1,348人
	うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	186人	235人
(最終合格者数前年比)		(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)	
	うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)	(-316人)
	うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)	(+49人)
合格率	23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%	
	うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%	20.68%
	うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%	61.52%
合格点(総合評価)	765点	780点	780点	770点	835点	880点	
(合格点前年比)		(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)	
総合評価平均点	738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点	
(総合評価平均点前年比)		(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42点)	(+36.36点)	

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1. 2 (略)

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。
- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める

省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要な合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

(対大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火) 参・法務委

司法法制部 作成
山口 和之 議員(無所属)

9問 今後、法科大学院改革を含む法曹養成制度改革にどのように取り組んでいくのか、法務大臣の決意を問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法務省としても、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省と連携し、しっかりと取組を進めてまいりたい。

〔前提〕

- ・ 法科大学院については、法科大学院全体としての司法試験合格率が制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっていることなど、多くの課題が指摘されている。

〔推進会議決定〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度(注)が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すとされたところ。

(注) 各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上

- ・ 文部科学省においては、法科大学院の公的支援の見直し強化や認証評価の厳格化等の必要な取組が既に行われ



ているものと承知。

〔結論〕

- ・ 法務省としても、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省と連携し、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定）頭書，第3（抜粋）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1. 2 (略)

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。
- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める

省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要な合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4～6 （略）